

除雪作業にご協力ください

☎ 市 まち保全課

☎ 53-5175 ☎ 53-5179

12月1日から令和8年3月20日まで、除雪計画に基づき除雪作業を実施します。
安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、皆様のご協力をお願いします。

▼路上駐車はしないでください

除雪作業は、夜間や早朝に行う場合が多いので、道路上や退避所内への駐車はしないようにお願いします。

▼火災など万一の事態に備えましょう

火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺は、地域で除雪作業のご協力をお願いします。

▼木の枝を処理してください

雪の重みで竹や木の枝が道路上に倒れる危険性があります。事前に確認・処理をお願いします。

▼雪を車道に出さないでください

道路は、人や車が通る場所です。交通事故の原因になりますので、雪を道路に捨てるのはやめましょう。

▼雪の塊^{かたまり}の処理にご協力ください

除雪車が通過した後、雪の塊が家の出入口をふさぐことがあります。各家庭・地域の皆さんで処理のご協力をお願いします。



※市では、幹線市道や通学路などを中心に除雪を行います。それ以外の生活道路などは、地域の皆さんで除雪作業のご協力をお願いします。

※除雪作業については、まち保全課が積雪状況を確認しながら委託業者への指示や市民の皆さんからの問い合わせに対応します。(☎53-5175)

※除雪計画や除雪対象路線図は、12月1日(月)から市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

高齢の人や障がいのある人へ 屋根の雪下ろしにかかった費用を助成します

☎ 市 高齢福祉課 ☎ 53-5122 ☎ 53-5119

●対象者

- ・ 高齢者世帯(65歳以上の人だけの世帯)
- ・ 障がい者世帯で以下①から③のいずれかに該当する世帯
 - ①身体障害者手帳1級～4級の方のみで構成する世帯
 - ②身体障害者手帳保持者と65歳以上の方のみで構成する世帯
 - ③身体障害者手帳保持者と中学生以下の方のみで構成する世帯

●対象経費

積雪量が50センチメートルを超え、家屋の損傷や災害などの恐れがある場合に、業者に依頼して行った経費

●対象回数

1世帯につき2回(原則)

●補助額

1回の除雪に要した経費の2分の1を、以下の金額の範囲内で助成します。

- ・ 屋根の雪下ろし作業のみ(上限1万円)
- ・ 屋根の雪下ろし作業+下ろした雪の排雪作業(上限2万円)

●申請方法

除雪作業完了後、補助金交付申請書兼請求書、領収書の写し、作業前後の写真を高齢福祉課へ提出してください。

水道の凍結防止対策をお忘れなく!

☎ 市 上下水道課 ☎ 53-5173 ☎ 53-5179

気温が氷点下になると、水道管内の水が凍り、破裂して漏水する可能性があります。保温材などを使って、水道の凍結防止対策を行いましょう。

●特に注意が必要な水道管や蛇口

- ・ 屋外に露出しているもの
- ・ 北向きのところや、風当たりの強いところにあるもの
- ・ 長期間使用していないもの

●対策

- ・ 水を少しだけ出しておく
- ・ 水道管や蛇口等に古いタオルや布きれ等を巻きつける

長く留守にする場合は、
メーターボックス内の
止水栓を閉め、漏水を
防ぎましょう。



中学校入学支援金を交付します

☎市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

中学校入学時に必要な学用品等の購入を支援します。

対象 次の要件すべてに該当する人

- ・令和8年度に市内在住で中学1年生になる子どもの保護者
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い
- ・生活保護を受けていない

交付金額

中学1年生になる子ども1人に対し**6万円**

※準要保護者は、中学1年生になる子ども1人に対し9万円

受付期間

12月1日(月)～令和8年1月30日(金)

申請書配布・受付場所

教育総務課、山東支所、各市民自治センター、市内各小学校

申請書は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます▶



中学生部活動用具等購入補助金を交付します

☎市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

中学生の部活動にかかる用具等の購入費用を補助します。

対象 次の要件すべてに該当する人

- ・市内在住の中学1年生の保護者、中学生の子どもがいる就学援助の受給者または特別支援教育就学奨励費の受給者
- ・市税等および学校給食費の滞納が無い
- ・生活保護を受けていない

交付金額

対象生徒1人につき**1万5千円/年**(補助率1/2)

※就学援助受給者は、対象生徒1人につき3万円/年(実費)

受付期間

12月23日(火)まで

受付場所

市内各中学校、教育総務課(市外中学校へ通学の人のみ)

※申請書は上記受付場所のほか山東支所・各市民自治センターでも配布しています。

申請書は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます▶



償却資産の申告は令和8年1月31日(土)までです

☎市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

償却資産を所有している人は、地方税法の規定に基づき、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。

償却資産とは…土地、家屋以外の事業用資産で、減価償却費等が法人税法または所得税法の規定による必要経費に算入されるものです。

▼償却資産の例

資産の種類	課税の対象となる資産
構築物	広告塔、敷地内舗装、門扉、緑化施設、フェンス等
建物付属設備	ボイラー、発電機、厨房設備等
機械および装置	土木機械、医療用機械、太陽光発電設備(10kw以上)等
車両および運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車等
工具・器具および備品	せつさく 切削工具、娯楽用器具、事務用備品(パソコン)等



以下の場合でも申告が必要です。

- ・農業事業者を含め、事業収益がある場合
- ・個人住宅用の太陽光発電設備で10kw以上を充電する場合

申告書の提出方法

eLTAXによる電子申告または郵送等で税務課へ提出してください。

昨年度に申告をした人へ

▶申告に必要な書類を12月中旬に送付します。

新規に申告が必要な人へ

▶申告書を市公式ウェブサイトからダウンロードするか、税務課へご連絡ください。

市公式ウェブサイト▶



国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんに 『医療費のお知らせ』を発行します

☎市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

医療機関等を受診した医療費総額等を記載した「医療費のお知らせ」を被保険者の皆さんに送付します。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで毎月11日頃に、前々月分までの医療費通知情報が確認できます。

※マイナポータルで確認するには、マイナンバーカードと暗証番号4桁でログインする必要があります。
※e-Tax等で確定申告する際にマイナポータルから取得した医療費通知情報を利用できます。



▲マイナポータルはこちら

発送について

国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者で送付時期が異なりますのでご注意ください。

国民健康保険医療費通知

第1回目	発送日
	令和7年12月末頃
	記載内容
	令和7年1月～令和7年10月診療分
第2回目	発送日
	令和8年2月末頃
	記載内容
	令和7年11月～令和7年12月診療分

後期高齢者医療保険医療費通知

第1回目	発送日
	令和8年2月上旬頃
	記載内容
	令和7年1月～令和7年10月診療分
第2回目	発送日
	令和8年3月上旬頃
	記載内容
	令和7年11月～令和7年12月診療分



ご注意ください

- ①送付月の前月末日までに国民健康保険被保険者資格を喪失した場合、「医療費のお知らせ」は送付されません。(後期高齢者医療制度へ移行した場合を除く)お知らせが必要な場合は、市民保険課までお問い合わせください。
- ②医療費控除の対象となる支出で、「医療費のお知らせ」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書等に添付する必要があります。
- ③確定申告をされる際に、第2回目の医療費通知がお手元に届いていない場合がありますので、医療機関等から発行される領収書は大切に保管し、確定申告に利用してください。
- ④医療費控除の申告に関することは、長浜税務署(☎0749-62-6144)にお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」は、国民健康保険や後期高齢者医療保険の医療費負担の仕組みや健康に関する意識を高めもらうため送付しています。また、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できます。
紛失した場合は再発行ができますので、市民保険課までお問い合わせください。

今年度76歳・81歳の方へ 後期高齢者歯科健康診査の受診期限が 近づいています

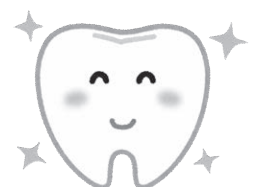
☎市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

お口の健康づくりや誤嚥性肺炎予防のために、無料で歯科健診を行なっています。この健診では、歯と歯ぐきの状態に加え、噛む力、飲み込みの検査など口腔機能全般についてチェックします。この機会にぜひ受診ください。

予約 12月21日(日)まで

受診 12月28日(日)まで

※対象の方には、8月下旬にご案内をお送りしています。



国民健康保険加入者の皆さんへ

医療費控除の申告をする際はご注意ください 〇市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

1カ月間の医療費が自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、その超過額は申請に基づき、高額療養費として支給しています。

確定申告では、支払った医療費から高額療養費等を差し引いた金額を医療費控除として申告します。高額療養費の金額がわからない場合は、市民保険課へお問い合わせください。

●70歳未満の人

所得…総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額

区分	自己負担限度額(月額)	
		多数該当 (4回目以降)
所得901万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
所得600万円超 ～901万円以下	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
所得210万円超 ～600万円以下	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※医療費は、1カ月ごと、医療機関ごとに計算し、同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別に計算します。
※21,000円未満の医療費は原則として合算できません。

●70歳以上の人(後期高齢者医療制度対象者を除く)

課税標準額…地方税法上の各種所得控除後の金額

区分	自己負担限度額(月額)		
	外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	多数該当 (4回目以降)
課税標準額 690万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%		140,100円
課税標準額 380万円超	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%		93,000円
課税標準額 145万円超	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%		44,400円
一般	18,000円 (年間144,000円上限)※①	57,600円	
住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円	
		15,000円	

※①年間は毎年8月から翌年7月までの期間
※②住民税非課税世帯の人
※③住民税非課税世帯の人で、総所得金額が0円の人
(年金受給額は80.67万円以下)

国民健康保険の「資格取得」および「喪失」に関する届出は、マイナ保険証の有無に関わらず必要です。
14日以内に必ず届け出てください

確定申告等で障がい者控除が受けられます

〇市 障がい福祉課 ☎53-5123 FAX 53-5119

障がいのある人やその人を扶養する人は、以下のいずれかの方法により、確定申告等で障がい者控除を受けられます。

障がい者控除対象者認定書の発行申請

介護保険認定調査票で以下の各状態が認められる人は、「障がい者控除対象者認定書」の発行を障がい福祉課、山東支所または各市民自治センターで申請してください。

介護保険 認定調査票	特別障がい者	普通障がい者
	重度の認知症	軽度・中度の認知症
	6カ月以上の 寝たきり	

各種手帳の提示

以下の各手帳を持つ人は、手帳の提示により「障がい者控除対象者」と認められるため、認定書は不要です。

※普通障がい者に該当する人で、介護保険認定調査票により重度の認知症または6カ月以上の寝たきりと診断されている場合、特別障がい者の認定を受けられます。

	特別障がい者	普通障がい者
身体障害者手帳所持者	1級・2級	3～6級
療育手帳所持者	A1・A2	B1・B2
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級	2級・3級

12月の移動市役所の運行日程

☎市 地域振興課(本庁舎) ☎53-5111 ☎53-5138
 地域振興課(山東支所) ☎53-5171 ☎53-5178

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前(9時30分～11時30分)	醒井	柏原	巡回※	息郷	吉槻
午後(14時～16時)	吉槻	息郷	巡回※	柏原	醒井



▲詳しくはこちら
 (市公式ウェブサイト)

※水曜日の巡回予定(午前は9時30分～11時30分、午後は14時～16時)

12/ 3(水) [午前] 伊吹学びあいステーション [午後] 近江学びあいステーション
 12/10(水) [午前] 山東学びあいステーション [午後] 米原学びあいステーション
 12/17(水) [午前] 伊吹学びあいステーション [午後] 近江学びあいステーション
 12/24(水) 運行なし

・移動市役所の配置場所

息郷：米原診療所前
 醒井：JR醒ヶ井駅前
 柏原：山東B&G海洋センター駐車場
 吉槻：旧東草野小中学校敷地内

◆行政サービスセンターの開所日◆ ※開所時間 9時～16時45分 ※吉槻行政サービスセンターの開所時間は16時30分です。

【息郷行政サービスセンター】 火曜日・木曜日 【醒井行政サービスセンター】 月曜日・金曜日
 【柏原行政サービスセンター】 火曜日・金曜日 【吉槻行政サービスセンター】 月曜日・金曜日

65歳以上の方対象・体力測定会を実施します(無料)

☎市 高齢福祉課 ☎53-5120 ☎53-5119

筑波大学と共同で、市内在住の65歳以上の方を対象とした体力測定会を実施します。測定会では、運動機能や認知機能、体組成、超音波骨密度の測定を行います。体力測定後、骨粗しょう症検診が必要と判定された方には、医療機関での骨密度精密検査の案内を行います。ぜひ、ご自身の体力を知っていただき、健康維持向上にお役立てください。

申 込

参加日2日前までに、高齢福祉課へ電話で予約をしてください。

※市から9月に事前に通知を受け取り、既に予約されている方は再度予約の必要はありません。

※各会場ごとに定員を設けているため、ご希望の日時に添えないことがありますのでご了承ください。

会場	開催日
市役所本庁舎	12月10日(水)・11日(木)・24日(水)
近江学びあいステーション	12月12日(金)・16日(火)・19日(金)
山東学びあいステーション	12月4日(木)・18日(木)
伊吹山麓青少年総合体育館	12月3日(水)・5日(金)・17日(水)

※各日9時30分～15時30分の間で、予約を受け付けます。

(所要時間は1時間程度)

※参加された方は、ビフテックポイントが取得できます。

※一部の測定(タブレットでの書字)は、筑波大学と明治大学、(株)ワコムとの共同研究事業として実施します。

人権尊重のまちづくり審議会委員を募集します

☎市 人権政策課 ☎53-5167 ☎53-5148

人権尊重のまちづくりの実現に向けて、さまざまな人権施策について審議いただき、今後の施策について広くご意見をお聞きするため、「米原市人権尊重のまちづくり審議会」の委員を募集します。

応募資格 市内に在住、在勤、在学する
 満20歳以上の人
 (令和8年2月1日時点)

募集人数 3人以内

任期 令和8年2月1日から3年間

※申込書に記載いただいた個人情報、委員の選考のために利用し、その業務以外には使用しません。ただし、委員選任後はその方の氏名を公表します。

◆応募方法◆

令和8年1月5日(月)までに申込書※を持参、郵送、ファクスまたはメールで人権政策課へ提出してください。

※申込書は人権政策課、山東支所、各市民自治センターに設置のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

提出先

〒521-8501
 米原市米原1016番地
 米原市役所 人権政策課 宛
 ☐ jinsui@city.maibara.lg.jp



▲市公式ウェブサイト

ご注意ください 下記期間中はコンビニ交付等が利用できません

問 市 市民保険課 ☎53-5113 図 53-5118

年末年始定期保守のため、コンビニ交付サービスを以下の日程で休止します。休止期間中は証明書が取得できませんので、お早目に取得いただくようお願いします。

◆休止期間◆

12月29日(月)～1月3日(土)

◆対象となる証明書◆

すべての証明書

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。



県内初の緊急銃猟対応訓練を実施しました

近年、全国的にクマやイノシシなどが人の生活圏に出没する事例が増加しています。こうした状況を受け、鳥獣保護管理法の一部が改正され、市町村の判断で猟銃による捕獲が可能となる「緊急銃猟制度」が創設されました。

この制度の下、11月12日には猟友会や警察などの関係機関と連携し、クマの出没を想定した緊急銃猟対応訓練を実施しました。訓練では、制度内容への理解を深めるとともに、現場での対応手順を確認し、迅速かつ安全に行動できる体制づくりを進めました。今後もこの体制を整えることで、市民の皆様の安心に繋げてまいります。

一方で、クマの出没が増加した背景には、山の環境変化が影響していると考えられるため、人と自然が安全に共存できる地域環境を整えていくことも重要です。地域の皆様と協力しながら、森林や里山の保全、適切な管理を進めてまいります。



米原市長 角田航也



市制20周年特別企画

マイバラメモリアルニュース Vol. 7

～米原市が誕生した20年前のあの頃を振り返る～

◆大空に夢を乗せて 気球搭乗体験◆

広報まいばら2005年(平成17年)12月号掲載

「鳥のように空を飛んでみたい!」そんな夢を叶えようと、2005年11月13日、近江公民館(当時)のグラウンドで気球搭乗体験が行われました。

この日は206人が参加し、日本気球連盟のインストラクターが運転する熱気球に搭乗しました。

気球は地上20メートルの高さまで上昇し、参加者たちは大空から琵琶湖や伊吹山などの眺めを楽しみました。



▲参加者を乗せ空高く上昇する熱気球